

総務省行政相談センター

まぐみみ佐賀

令和5年7月7日からの大雨で被災された方向け生活支援窓口情報

大雨により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
被災された方への生活支援に関する情報を提供いたします。

(掲載情報については、随時、追加・変更してまいります。)

※ 令和5年7月7日からの大雨による災害を受けて災害救助法の適用を受けている佐賀県内の市町は、佐賀市、唐津市及び伊万里市の3市です。

支援措置の中には、災害救助法の適用が条件となっているものがあります。

また、佐賀行政監視行政相談センターにおいてもご相談を受け付けておりますので、どこに相談すればわからないなどお困りのことがありましたら、お気軽にご利用ください。

- 行政相談専用ダイヤル 0570-090-110 (全国共通)
(平日8:30~17:15。同時間帯以外は留守番電話対応)
- インターネット (右のQRコードからアクセスできます。)
URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html
- FAX : 0952-22-2652



まぐみみ佐賀



総務省行政相談センター

総務省 佐賀行政監視行政相談センター

〒840-0041

佐賀市城内2丁目10番20号 佐賀合同庁舎3階

電話 : 0952-22-2651

< 目 次 >



1 住まいや身の回りのこと

- 1-1 被災証明書の発行 (P1)
- 1-2 被災者のための一般相談窓口 (P2)
- 1-3 住まいの支援 (P3)
 - ◆ 賃貸型応急住宅 (みなし仮設住宅) (P3)
 - ◆ 住宅の応急修理 (P4)
 - ◆ 県営住宅一時入居の相談受付 (P5)
 - ◆ 住宅修理に関する無料相談窓口 (P6)



2 お金のこと

- 2-1 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金 (P7)
- 2-2 生活福祉資金の貸付 (緊急小口資金、福祉費 (災害援護費)) (P8)
- 2-3 住宅の建設、補修等の融資 (P8)
- 2-4 住宅ローンの返済 (P9)



3 役所の手続、公共料金

- 3-1 国税の特例措置 (P10)
- 3-2 県税の減免等 (P10)
- 3-3 市町税の減免等 (P11)
- 3-4 公共料金の減免等 (P11)
- 3-5 年金に関すること (P12)
- 3-6 登記済証 (権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P12)



4 民間の手続のこと

- 4-1 損害保険に関すること (P13)
- 4-2 生命保険に関すること (P14)
- 4-3 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P15)



5 事業者の方向け相談窓口

- 5-1 中小企業者、小規模事業者向け相談窓口 (P16)
- 5-2 農林漁業者向け相談窓口 (P17)



6 医療・健康のこと

- 6-1 保険証がない場合の医療機関の受診 (P19)
- 6-2 こころの悩みに関する相談 (P19)



7 その他の情報

- 7-1 災害ボランティアについて (P20)
- 7-2 災害に便乗した悪質商法について (P21)
- 7-3 無料法律相談 (P21)
- 7-4 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性 (P22)

まぐみみ佐賀





1 住まいや身の回りのこと

1-1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の減免、各種の支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 「り災証明書」の発行は、各市町が行います。
 - ✓ 「り災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
 - ✓ 持家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ✓ なお、住家以外の店舗、事業所、工場、自動車、動産等について、「被災証明」等の名称で市町が証明を行うことがあります。

◆ 被災から支援措置の活用までの流れ

- ① 市町へ申請（被災者）
- ② 被害状況の調査（市町）
- ③ り災証明書の交付（市町）
- ④ 各種被災者支援策の申込み・活用（被災者）

【佐賀市】 申請窓口 : 福祉総務課（本庁1階8番窓口。平日8:30~17:00）

問合せ先 : 福祉総務課 政策係 電話 : 0952-40-7249

【唐津市】 申請・問合せ先 : 危機管理防災課 電話 : 0955-72-9260

【伊万里市】 申請・問合せ先 : 税務課 電話 : 0955-23-2148

◆ 被害状況の調査に先立っての留意事項

- ✓ 被害状況が確認できる写真を撮影しておき、申請書に添付していただくと審査がスムーズに行えます。
- ✓ 被害状況の調査の前に、浸水の片づけ、建物の撤去や修繕工事を実施する場合、後日の被害認定ができるよう、事前に被害状況の写真をできるだけ多く撮影し、保管しておいてください。

また、工事に係る業者との契約書や見積書、領収書なども保管しておいてください。

※片付け前に「り災証明」や「損害保険用」に写真撮影を。

写真の撮り方のポイントは

1. 建物の全景を撮る
 - ✓ 遠景で建物の4面を撮影します
2. 浸水した深さを撮る
 - ✓ メジャーを使って水が浸かった深さを測定
(メジャーの目盛りがわかるように近景も撮影)
(人が横に立つなど高さの目安がわかるように)
 - ✓ 測定場所がわかるように遠景を撮影
3. 被害箇所を撮る 室内の撮影も忘れずに！
 - ✓ 被害箇所ごとに遠景と近景の2枚セットで撮る
(被害箇所がわかるように指を差して撮るとよい)



主な被害箇所は、外壁／屋根・基礎・内壁・天井・床・ドア・ふすま・窓・キッチン・浴室・トイレなど

1-2 被災者のための一般相談窓口

【唐津市】

◆ 唐津市が設置している「大雨被害に関する災害相談窓口」

- ✓ 受付時間 : 平日 8:30～17:15
- ✓ 業務内容 : 被災による身近な困りごとや生活再建に向けた相談対応、各種支援制度などの紹介など

開設場所	電話番号
危機管理防災課内（市役所本庁3階）	0955-72-9218
浜玉市民センター 総務・福祉課	0955-53-7100
巖木市民センター 総務・福祉課	0955-53-7110
相知市民センター 総務・福祉課	0955-53-7120
北波多市民センター 総務・福祉課	0955-53-7130
肥前市民センター 総務・福祉課	0955-53-7140
鎮西市民センター 総務・福祉課	0955-53-7150
呼子市民センター 総務・福祉課	0955-53-7160
七山市民センター 総務・福祉課	0955-53-7170

1-3 住まいの支援

◆ 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅） ※ 申込受付期間：令和6年1月5日まで

1 入居者の要件及び入居期間

令和5年7月7日からの大雨における災害時点（令和5年7月8日）において、災害救助法の適用になった市町（佐賀市、唐津市、伊万里市）に住所を有し、下記の

（1）～（4）のいずれかに該当する方（り災証明書の被災区分欄を確認）

（1）「全壊」の場合（入居日から2年間以内）

（2）「半壊以上」の場合（入居日から2年間以内）

半壊以上で、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方

（3）「住宅の応急修理」が併用できる場合（災害発生の日から6ヶ月間以内）

半壊以上かつ住宅の応急修理制度を利用する方で、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方であって、応急修理の期間が1か月を超える方

（4）当該時点では自らの住居に直接被害はないが、二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがあるなど、（1）の場合と同等と見なす必要がある場合

ライフライン（水道・電気・ガス・道路等）が途絶している、又は地滑りにより市長の避難指示等を受け、長期にわたり自らの住居に居住できないなど

2 賃貸型応急住宅の条件

下記（1）～（4）に該当する県内にある住宅

（1）昭和56年6月以降に建築した住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認された住宅

（2）貸主から同意を得ているもの

（3）県・貸主・入居者との間において、賃貸借契約が締結されたうえで対象世帯へ提供されるもの

（4）家賃

ア 月額6万円以内（2人以下の世帯の方）

イ 月額6.5万円以内（3～4人の世帯の方）

ウ 月額8.5万円以内（5人以上の世帯の方）

※ 上記賃料のほか、共益費、退去修繕負担金（賃料の2か月分を限度）、礼金（賃料の1か月分を限度）、仲介手数料（月額賃料の0.55か月分を限度）、入居時負担金（鍵の交換費用等）で、貸主または仲介業者との契約に不可欠なものについては県で負担します。

また、損害保険料については、県が個別に保険契約を行います。

※ 本制度の対象となる物件情報については、不動産関係団体へご相談ください。

※ 県又は市窓口で制度等の説明を受けた後、不動産関係団体を通さず直接、不動産業者に連絡することも可能です。

3 入居者の費用負担

光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、自治会費等

※ 契約後の家賃の支払いは、県が直接行います。

4 受付窓口

佐賀市 建築住宅課 電話：0952-40-7291

唐津市 建築住宅課 電話：0955-72-9139

伊万里市 都市政策課 電話：0955-23-2464

(不動産関係団体の相談窓口)

- ・ 佐賀県宅地建物取引業協会 電話：0952-32-7120
(火・木曜(祝祭日除く) 13:30~16:30)
- ・ 全日本不動産協会佐賀県本部 電話：0952-32-3270
(月~金曜(土、日、祝祭日除く) 9:00~17:00)

◆ 住宅の応急修理 ※ 申込受付期間：令和5年10月7日まで ※ 工事完了報告期限：令和6年2月7日まで

1 対象者

下記(1)~(2)の要件に該当する方

- (1) 令和5年7月7日からの大雨における災害時点(令和5年7月8日)において、災害救助法の適用になった市(佐賀市、唐津市、伊万里市)に住所を有する方
- (2) 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊の住家被害を受けた方。ただし、中規模半壊、半壊及び準半壊の住家被害を受けた方にあつては、自らの資力では応急修理することができない方に限る

※ 全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能になるのであれば利用可

※ 半壊以上の住家被害を受け、水害により流入した土砂や流木等により住めない状態にあり、修理期間が1か月を超える場合は、一時的に応急仮設住宅への入居が可能(災害発生の日から最長6か月)

2 応急修理の対象となる住宅

住宅の応急修理の対象となる範囲は、下記に掲げる、日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に修理を行うことが適当な箇所です。

- ・ 屋根、柱、外壁、床等の基本部分
- ・ ドア等の開口部
- ・ 上下水道等の配管や配線
- ・ トイレ等の衛生設備等

※ 詳細については、窓口にてご確認ください。

3 修理費限度額（1住戸あたり）

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の方：706,000円

準半壊の方：343,000円

※ 修理費限度額を超える部分については自己負担となります。

工事をする前の写真が必要になりますので、必ず撮影をしてください。

4 受付窓口

佐賀市 建築住宅課 電話：0952-40-7291

唐津市 建築住宅課 電話：0955-72-9139

伊万里市 都市政策課 電話：0955-23-2464

《応急修理制度の注意事項》

- ・ り災証明書の交付前に工事に着手することは可能ですが、住宅の被害状況により、応急修理制度の対象外となる場合があります。
- ・ 応急修理制度の対象となる修理費用は、市から直接、修理業者に支払います。被災者の方から修理業者に支払った場合、応急修理制度の対象となりません。
- ・ 修理箇所の写真は、すべて、修理前・修理中・修理後を撮影してください。
- ・ 対象外となる工事もあります。

◆ 県営住宅一時入居の相談受付（大雨の被害により、自宅での生活が困難な世帯等、今後の住まいの目途が立たない方向け）

- ✓ 対象者 : 原則として、罹災状況が「半壊」以上相当である方
- ✓ 相談受付場所 : 市町の公営住宅担当窓口
- ✓ 問合せ先 : 佐賀県 建築住宅課 電話：0952-25-7368

◆ 住宅修理に関する無料相談窓口（佐賀県安全住まいづくりサポートセンター）

建築士が相談を受けます。

- ✓ 相談内容
 - ・ 必要な修理内容
 - ・ 現地を見てもらいたい
 - ・ 見積額が適正か など

- ✓ 災害救助法適用3市（佐賀市、唐津市、伊万里市）に係る問合せ先

区分		電話番号	受付時間
本部	（一社）佐賀県建築士会	0952-26-2198	平日9:00～17:00
佐賀支部	（株）佐藤建設内	0952-26-1301	
〃	（株）三原建築設計事務所内	0952-22-0051	
〃	みゆき建築設計室内	0952-24-4353	
唐津支部	（株）坂本設計事務所内	0955-72-5412	
伊万里支部	廣建築設計事務所内	0955-46-3529	

※ 自宅の修理に関して、業者が見つからない等のご相談は、
 「佐賀県建設労働組合連合会（佐賀建連）」
 （電話：0952-30-8121。平日8:30～17:00）へお問い合わせ下さい。



2 お金のこと

2-1 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金

- ◆ 災害救助法が市町に適用された場合に支給される「災害弔慰金」「災害障害見舞金」「災害援護資金」については、市町にお問い合わせください。
(唐津市の窓口) 唐津市 福祉総務課 電話：0955-72-9252

- ◆ 唐津市の「り災者に対する見舞金等」
 - ✓ 対象者
唐津市に住所がある世帯で、
 - ① 火災のため全焼又は半焼の被害を受けた世帯
 - ② 洪水、暴風雨等のため次の被害を受けた世帯
 - ・ 住家の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水
 - ③ 洪水、暴風雨等のため、主として生計を維持している者が負傷し、1月以上入院を要する世帯
 - ④ 洪水、暴風雨等のため死亡者を出した世帯
 - ※ 被災者生活再建支援法による支援金又は佐賀県被災者生活再建支援金の支給を受けた場合、唐津市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給を受けた場合は対象外
 - ※ ④の支給対象となる者は、災害の当時に唐津市に住所を有していた者で当該災害により死亡したものの同一世帯の遺族

 - ✓ 見舞金等の額
 - ・ 住家の全壊・・・1世帯当たり10万円
 - ・ 住家の大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水
・・・1世帯当たり5万円
 - ・ 主として生計を維持している者が負傷し、1月以上入院を要する
・・・1世帯当たり3万円
 - ・ 災害による死亡・・・死亡者1人当たり10万円

 - ✓ 手続方法・問合せ先
り災証明書を添付し、「災害による見舞金等支給申請書」を福祉総務課
(電話：0955-72-9252) に提出

2-2 生活福祉資金の貸付（緊急小口資金、福祉費（災害援護費））

- ◆ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるものです。

生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費））」についての貸付があります。

区分	緊急小口資金	福祉費（災害援護費）
貸付限度額	10万円以内	150万円（目安）
貸付利率	無利子	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%
据置期間	貸付けの日から2月以内	貸付けの日から6月以内
償還期間	据置期間経過後12月以内	据置期間経過後7年以内（目安）

- ✓ 活用できる方：低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
 - ※ 福祉費（災害援護費）については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外
- ✓ お問合せ先：お住まいの市町の社会福祉協議会

2-3 住宅の建設、補修等の融資

◆ 災害復興住宅融資

災害で住宅が「全壊」「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金または購入資金に対する融資です。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

災害専用ダイヤル：0120-086-353（祝日・年末年始を除き土日も利用可）

ウェブサイト：

<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html>



（右のQRコードからアクセスできます。）

- ◆ 各金融機関の被災者向けの特別融資については、各金融機関にお問い合わせください。

2-4 住宅ローンの返済

◆ 住宅ローン等の返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害債務整理ガイドライン）があります。

✓ 自然災害債務整理ガイドライン（全国銀行協会）

<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/disaster-guideline/>



（右のQRコードからアクセスできます。）

※ 自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主が、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が生じることが考えられます。

そのような債務者が一定の要件を満たした場合に、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意に基づき、債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものです。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

✓ 全国銀行協会相談室

電話：0570-017-109（一般電話からは市内通話料金）、又は03-5252-3772
（月曜～金曜（祝日及び銀行の休業日を除く）の9:00～17:00）



3 役所の手続・公共料金

3-1 国税の特例措置

- ◆ 国税の特例措置として、「申告等の期限延長」「納税の猶予」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減することができます。

詳しくは、管轄税務署にお問い合わせください。

機関名	所在地	管轄区域	電話番号 (自動音声)
佐賀税務署	佐賀市駅前中央3-3-20 (佐賀第二合同庁舎)	佐賀市、多久市、小城市	0952-32-7511
鳥栖税務署	鳥栖市秋葉町3-12-2	鳥栖市、神埼市、神埼郡、 三養基郡	0942-82-2185
唐津税務署	唐津市千代田町2109-46	唐津市、東松浦郡	0955-72-3141
武雄税務署	武雄市武雄町大字昭和12-10 (武雄市役所庁舎)	武雄市、鹿島市、嬉野市、 杵島郡、藤津郡	0954-23-2127
伊万里税務署	伊万里市立花町4023-1	伊万里市、西松浦郡	0955-23-3147

3-2 県税の減免等

- ◆ 課税額の減免等
被害の状況によっては、申立て等により県税の一部（又は全部）が減免、減額される場合があります。
✓ 自動車税（種別割）、個人事業税、不動産取得税、産業廃棄物税
- ◆ 納税の猶予
財産の被災で、一時的に納税することが困難な方等は、申立てにより原則として1年以内（最長2年）に限り、納税が猶予される場合があります。
なお、猶予する税額が100万円を超える場合や猶予期間が3か月を超える場合は、原則として担保の提供が必要となります。

詳しくは、管轄県税事務所にお問い合わせください。

機関名	管轄区域	電話番号
佐賀県税事務所	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、 神埼市、神埼郡、三養基郡	0952-30-3161、3168
唐津県税事務所	唐津市、東松浦郡	0955-73-1551、1553
武雄県税事務所	武雄市、伊万里市、鹿島市、嬉野市、 西松浦郡、杵島郡、藤津郡	0954-23-3103、3104

3-3 市町税の減免等

- ◆ 災害によって損害を受けた場合、住民税、固定資産税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予などの措置が受けられる場合があります。詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

3-4 公共料金の減免等

大雨等の災害を受け、電気料金、ガス料金、水道料金、NHK受信料等の公共料金について、各事業者が、支払期日の延長、料金の減免等の措置を講ずる場合があります。

◆ 九州電力（電気料金）

大雨により災害救助法が適用された市町及び隣接する市町において、住居等に被害を受けられた方からお申出があった場合には、特別措置を適用しています。

✓ 問合せ・申込先

唐津配電事業所 0800-777-9416、 鳥栖配電事業所 0800-777-9417
佐賀配電事業所 0800-777-9418、 武雄配電事業所 0800-777-9419

- ◆ ガス料金 事業者にお問い合わせください。
- ◆ 上下水道 事業者（市町）にお問い合わせください。

◆ NHK受信料

✓ 免除の範囲

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約

- ✓ 免除の期間 : 令和5年7月～令和5年8月（2か月間）

- ✓ 免除の手続
 - ・ NHKによる調査、または放送受信契約をいただいている皆さまからのお届けにより、免除対象となる方を確定
 - ・ 免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等によりすでにお支払いいただいている場合は、お支払い済み分を免除期間終了後のご請求分に充当

3-5 年金に関すること

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
- ◆ 国民年金保険料の免除、厚生年金保険料等の納付の猶予

一定の要件に該当する場合には、申請に基づき、国民年金保険料／厚生年金保険料等の納付が免除／猶予されます。

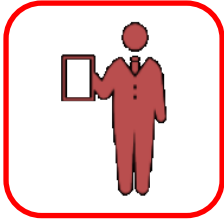
詳しくは、市町の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所（平日8:30～17:15）にお問い合わせください。

機関名	所在地	管轄区域	電話番号 (自動音声)
佐賀年金事務所	佐賀市八丁畷町1-32	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、神埼郡、三養基郡	0952-31-4191
唐津年金事務所	唐津市千代田町2565	唐津市、伊万里市、東松浦郡	0955-72-5161
武雄年金事務所	武雄市武雄町 大字昭和43-6	武雄市、鹿島市、嬉野市、西松浦郡、杵島郡、藤津郡	0954-23-0121

3-6 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。
- 詳しくは、法務局（平日8:30～17:15）にお問い合わせください。

機関名	不動産登記管轄区域	電話番号
佐賀地方法務局	佐賀市、多久市、小城市、神崎市	0952-26-2184
〃 鳥栖出張所	鳥栖市、三養基郡、神埼郡	0942-82-2621
〃 武雄支局	武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡、藤津郡	0954-22-2779
〃 伊万里支局	伊万里市、西松浦郡	0955-23-2885
〃 唐津支局	唐津市、東松浦郡	0955-74-1442



4 民間の手続のこと

4-1 損害保険に関すること

◆ 自然災害を補償する損害保険について

各種損害保険（火災保険、自動車保険の車両保険及び傷害保険など）では自然災害を補償するものがあります。

詳しくは、ご契約の損害保険会社または代理店にお問い合わせください。

※ 損害保険の保険金等の請求に際しては、地方自治体から交付されるり災証明書の提出は原則不要です。

◆ 災害救助法が適用された地域でご契約者が被害を受けられた場合の特別措置について

災害救助法が適用された地域でご契約者が被害を受けられた等の場合、各損害保険会社は、火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険（自賠責保険を除く）について、以下のとおり継続契約の手続や保険料のお支払いを猶予します。

詳細は、ご契約の損害保険代理店または損害保険会社にお問い合わせください。

1. 継続契約の締結手続猶予

災害救助法の適用日から2か月後の末日（2023年9月末日）までに満期日が到来する継続契約の締結手続について、2023年9月末日まで猶予します。

2. 保険料の払込猶予

災害救助法の適用日から2か月後の末日（2023年9月末日）までに払い込むべき保険料の払込について、2023年9月末日まで猶予します。

◆ 災害救助法が適用された地域または金融庁国民保護計画に基づく対応要請があった地域で、家屋等の流失・焼失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った方からの契約照会に応じる窓口

- ✓ 日本損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター
電話：0120-501-331（平日 9:15～17:00）
- ✓ 外国損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター
電話：03-5425-7850（平日 9:00～17:00）

◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ✓ ご契約の損害保険会社
- ✓ そんぽADRセンター ナビダイヤル : 0570-022-808 (平日 9:15~17:00)
IP電話 : 092-235-1761 (“ ”)

4-2 生命保険に関すること

◆ 特別措置

各生命保険会社では、今回の大雨により災害救助法が適用された地域の被災契約者の契約について、次の特別取扱いをすることとしています。

詳細については、各生命保険会社にお問い合わせください。

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申出により、保険料の払込みについて、猶予する期間を最長6か月延長します。

2. 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

お申出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いをします。

◆ 契約照会制度

生命保険協会は、災害救助法が適用された地域等において被災されたお客様について、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無のご照会に対応します。

当制度を運営するため、生命保険相談所が窓口となり、生命保険協会加盟会社全社に生命保険契約の有無の照会を行います。

※ 利用対象者：原則としてご照会対象者（被災された方）のご家族（配偶者、親、子、兄弟姉妹）

※ ご契約の調査を行うため、お知らせいただいた情報は各生命保険会社および生命保険協会に提供されます。ご契約の有無については生命保険協会より回答します。

- ✓ 災害時受付専用連絡先（生命保険相談所） フリーダイヤル 0120-001-731
(平日9:00~17:00)

また、日本郵政グループは、今回の大雨により災害救助法が適用された地域の被災者への非常取扱い（かんぽ生命の保険契約および簡易生命保険契約に関する保険料の払込 猶予期間の延伸、保険金の支払い等）を実施しています（取扱期間：～令和5年8月10日）。

- ✓ かんぽコールセンター 0120-552-950（フリーダイヤル）
(平日9:00~21:00、土・日・休日9:00~17:00)

4-3 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、JA等)、保険会社等の窓口にお問い合わせください。

また、ゆうちょ銀行は、今回の大雨により災害救助法が適用された地域の被災者への非常取扱い(通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等)を実施しています(取扱期間:~令和5年8月10日)。

- ✓ ゆうちょコールセンター 0120-108-420
 - ※ 携帯電話等からも通話料無料をご利用いただけます。
 - ※ IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。



5 事業者の方向け相談窓口

5-1 中小企業者、小規模事業者向け相談窓口

◆ 特別相談窓口

- ✓ 佐賀県
「金融特別相談窓口」（産業政策課） 電話：0952-25-7093
- ✓ 日本政策金融公庫
佐賀支店 中小企業事業 電話：0952-24-7224
佐賀支店 国民生活事業 電話：0570-094-616
- ✓ 商工組合中央金庫
佐賀支店 電話：0952-23-8121
- ✓ 佐賀県信用保証協会 電話：0952-24-4342
- ✓ 商工会議所
佐賀商工会議所 電話：0952-24-5155
唐津商工会議所 電話：0955-72-5141
伊万里商工会議所 電話：0955-22-3111
鳥栖商工会議所 電話：0942-83-3121
有田商工会議所 電話：0955-42-4111
小城商工会議所 電話：0952-73-4111
武雄商工会議所 電話：0954-23-3161
鹿島商工会議所 電話：0954-63-3231
- ✓ 佐賀県商工会連合会 電話：0952-26-6101
- ✓ 佐賀県中小企業団体中央会 電話：0952-23-4598
- ✓ 佐賀県よろず支援拠点 電話：0952-34-4433
- ✓ 中小企業基盤整備機構
九州本部 企業支援部 企業支援課 電話：092-263-0300
- ✓ 九州経済産業局（産業部中小企業課） 電話：092-482-5447

◆ 災害復旧貸付

今般の大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。

◆ セーフティネット保証4号の適用

災害救助法が適用された市町において、今般の大雨の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

◆ 既往債務の返済条件緩和等の対応

経済産業省が、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

◆ 小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された市町において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

5-2 農林漁業者向け相談窓口

◆ 特別相談窓口

- ✓ 日本政策金融公庫

佐賀支店 農林水産事業 電話：0952-27-4120

- ✓ J Aバンク佐賀

この度の豪雨により被害を受けられた農業者（組合員）及び農業法人の方の経営相談や資金ニーズに対応するための相談窓口

（受付窓口）J A支所（平日9:00～15:00）

J A佐賀信連 融資部農業融資センター 電話：0952-25-5171

（平日9:00～17:00）

◆ 佐賀県

（農業制度資金）／（漁業制度資金）

佐賀県では、農業者／漁業者 の皆様の 農業経営／漁業経営 を支援すべく、様々な資金を設けております。

詳しくは、最寄りの農協、市町、農業振興センター／漁業協同組合、市町、水産振興センター などにお問い合わせください。

(林業制度資金)

佐賀県では、林業・木材産業者の皆様の経営を支援すべく、下記の2種類の制度資金を設けております。

✓ 林業・木材産業改善資金

唐津信用金庫 電話：0955-73-2105 (本店融資部)

佐賀信用金庫 電話：0952-22-2141 (本店審査管理部)

伊万里信用金庫 電話：0955-23-7693 (本店審査管理部)

九州ひぜん信用金庫 電話：0954-23-1196 (本店審査部)

佐賀県生産者支援課 電話：0952-25-7112

✓ 木材産業等高度化推進資金

佐賀銀行の最寄りの各支店

佐賀信用金庫 電話：0952-22-2141 (本店審査管理部)

✓ その他の制度資金

上記の制度資金以外にも状況により利用できるものがあります。詳しくは、最寄りの森林組合、農林事務所にご相談ください。



6 医療・健康のこと

6-1 保険証がない場合の医療機関の受診

被災により被保険者証等を紛失した、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先等を申告することにより、保険診療で受診することができます。

6-2 こころの悩みに関する相談

こころの悩みやこころの健康に関する相談の相談先は、次のとおりです。

- ✓ 佐賀こころの電話 電話：0952-73-5556（平日9:00～16:00）

- ✓ 佐賀いのちの電話 電話：0952-34-4343（24時間）
毎日23:00～5:00（佐賀県内） 電話：0120-400-377（フリーダイヤル）
毎月10日全国一斉 電話：0120-783-556（フリーダイヤル）



7 その他の情報

7-1 災害ボランティアについて

◆ 佐賀市の「災害ボランティアセンター」

✓ ボランティアを依頼したい方

ボランティアをお願いしたい場合は、①氏名、②住所(被害)、③連絡先を
電話(080-3963-3685)、FAX(0952-32-6665)、
Eメール(saigai@scshakyou.jp)にてお知らせください。

※ 折り返し連絡します。(少しお時間をいただく場合があります)

※ できる限りFAX、Eメールでの連絡にご協力をお願いします。

※ 電話は午前9時から午後5時まで(土日祝日含む)

✓ ボランティアとして活動を希望する方(事前登録制)

佐賀県社会福祉協議会ホームページ(<https://saga-shien-vc.jimdofree.com/>)
で24時間受け付けます(右のQRコードからアクセスできます。)

✓ その他の問合せ先(佐賀市社会福祉協議会) 電話:080-1763-2410



◆ 唐津市の「災害ボランティアセンター」

✓ ボランティアを依頼したい方

氏名、住所(被災場所・被災状況)、連絡先をお伝えください。

電話:080-5072-9486、080-5070-9106

※ 依頼受付時間は朝9時から午後4時まで

✓ ボランティアとして活動を希望する方

- ・ 佐賀県災害ボランティアセンターのホームページ

(<https://saga-shien-vc.jimdofree.com/>)で事前登録、仮予約を行ってください。県外参加も受け付けています(右のQRコードからアクセスできます。)

- ・ 電話(080-5061-9619、080-5071-9524)での事前登録も受け付けますが、できるだけネットでの登録受付にご協力をお願いします。

※ 電話での事前登録受付時間は朝9時から午後4時までです。

✓ その他の問合せ先(唐津市災害ボランティアセンター本部)

電話:080-5060-9579、080-5063-9907



※ 伊万里市の災害ボランティアについては、伊万里市社会福祉協議会
(電話:0955-22-3931)にお問い合わせください。

7-2 災害に便乗した悪質商法について

大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。

<災害に便乗した、悪質な勧誘・商法の例>

- ✓ **修理に関するトラブル**
 - ・ 住宅に業者が危険度を示したはり紙をして工事を促す。危険度判定は市町村が行いますので、このような場合は市町村へ連絡してください。
 - ・ 「早く工事（修理）を行わないと大変なことになる」と不安をあおる。
- ✓ **義援金（寄付）に関するトラブル**
 - ・ 市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し、義援金を求めた。
 - ・ ボランティアを名乗る女性からを募金求める不審な電話があった。
- ✓ **その他**
 - ・ 「無料」「ボランティア」と言って家の片づけ等を行い、後から高額な代金を請求する。
 - ・ 補助金申請の代行をしてあげると言って、金銭を要求する。

◆ 相談窓口

- ✓ **消費者ホットライン 局番なしの「188」**
※ お近くの消費生活センター等の相談窓口につながります
- ✓ **佐賀県消費生活センター 電話：0952-24-0999**
(9:00～17:00。土日祝日も対応)
- ✓ **最寄りの警察署又は警察安全相談 「#9110」** (24時間対応)

7-3 無料法律相談

弁護士による無料法律相談を各市町が開催していますので、詳しくは、市町にお問い合わせください。

- ✓ **佐賀市（市民生活課 市民相談コーナー） 電話：0952-40-7085**
- ✓ **唐津市（市民課 市民相談室） 電話：0955-72-9122**
※ 市民センター開催分については、各市民センターにお問い合わせください。
- ✓ **伊万里市（まちづくり課 市民相談室） 電話：0955-23-2133**

7-4 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性

- ◆ 一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）では、太陽光発電システムの水害時の感電の危険性について、次のとおり、周知しています。
 - ✓ 大雨、局所豪雨の影響により、太陽光発電システムが水没・浸水し破損している場合があります。太陽光発電システムはこのような場合でも光が当たれば300V以上の電気を発電します。
 - ✓ 水没、浸水した太陽光発電システムに接近・接触すると感電するおそれがあります。
 - ✓ 風水害の被害にあった太陽光発電システムに、むやみに近づかず、太陽光発電システムの事業者や管理者へ連絡してください。

一般社団法人太陽光発電協会（JPEA） 電話：0570-003-045